三島市屋外広告物許可申請審査手数料

平成24年4月1日受付分より適用

区分	概要	種類		手数料の額
第1種	照明装置の ない 広告塔・ 広告板等	広告塔、広告板その他 これらに類するもの (第3種のものを除く。)	表示面積が1㎡以下の もの	400円
			表示面積が1㎡を超え、 3㎡以下のもの	1,200円
			表示面積が3㎡を超え、 5㎡以下のもの	2,000円
			表示面積が5㎡を 超えるもの	表示面積5㎡までごとに 2,000円
第2種	貼り札 広告旗 立看板等	三島市屋外広告物条例 (平成23年三島市条例第17号) 第4条第3項第2号から第4号までに掲げるもの (第3種のものを除く。)		1枚、1本又は1個につき 130円
第3種	照明装置の ある 広告物全般	照明装置のあるもの	表示面積が1㎡以下の もの	500円
			表示面積が1㎡を超え、 3㎡以下のもの	1,500円
			表示面積が3㎡を超え、 5㎡以下のもの	2,500円
			表示面積が5㎡を 超えるもの	表示面積5㎡までごとに 2,500円
第4種	貼り紙	貼り紙(第3種のものを除く。)		100枚までごとに390円
第5種	電柱広告等	看板その他 これらに類するもの (第3種のものを除く。)	巻き付けて 取り付けられる広告物	1組につき400円
			上記以外のもの	1個につき400円

備考

- 1 三島市屋外広告物条例(平成23年三島市条例第17号)第14条第1項の許可(変更・改造の許可)を受けようとする場合は、この表に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 2 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出をした政治団体が 貼り紙、貼り札又は立看板を表示するための許可を受けようとする場合は、手数料を徴収しない。